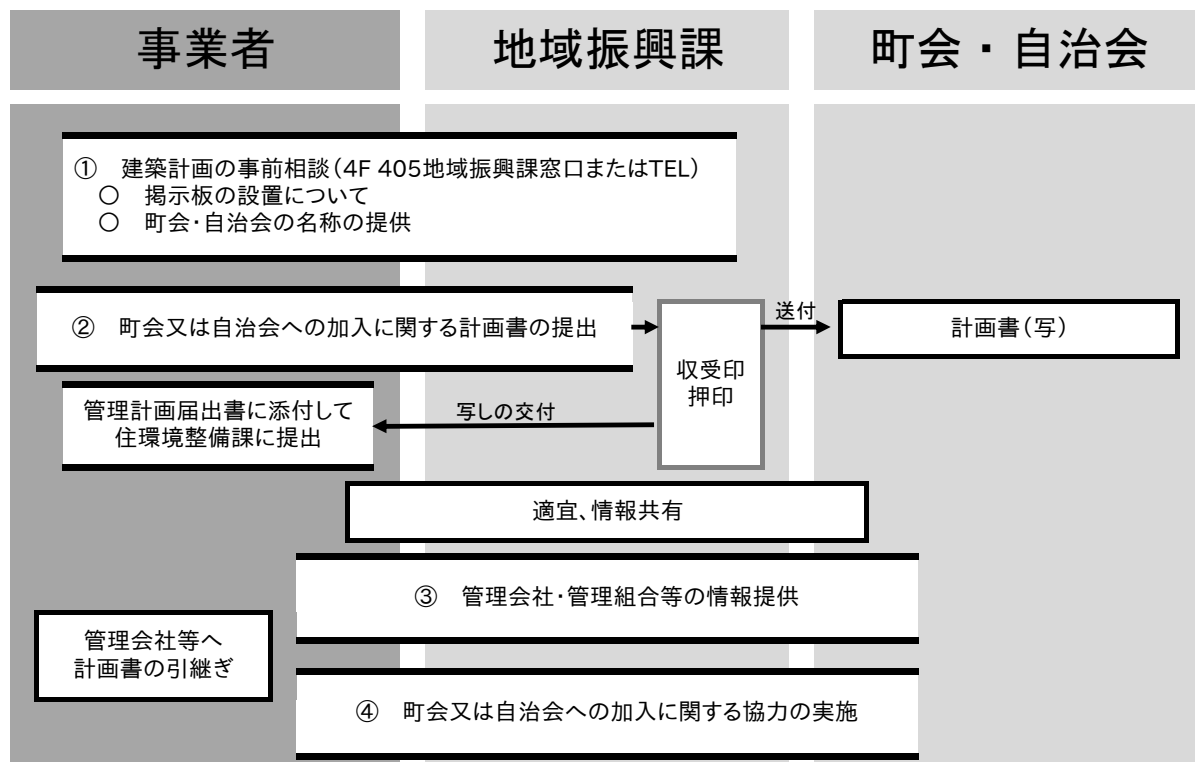


葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例

対象：小規模集合住宅及びシェアハウス（2階建てかつ6戸以上）

町会又は自治会の加入促進に関する協議の流れ



町会又は自治会への加入に関する計画書の提出

規則第17条第1項第2号

小規模集合住宅及びシェアハウスの入居者の町会又は自治会への加入に関して、区長に計画書を提出すること。

- ・住環境整備課への申請前に、町会又は自治会への加入に関する計画書(所定様式)を地域振興課に提出すること。なお、提出者が当該物件の管理会社と異なる場合は、計画内容が確実に履行されるよう引継ぎを行うこと。
- ・報告書提出時に管理会社等が未定の場合、決まり次第、町会又は自治会及び地域振興課に連絡すること。

掲示板の設置

規則第17条第1項第3号

指定建築物のエントランス付近の見やすい場所に、地域のお知らせを表示できる掲示板を設置するように努めること。 ※大きさ等は問わない。

計画書様式・資料のダウンロードはこちらから→

